

令和5年6月12日時点

出雲市中小企業者等物価高騰対策デジタル化 促進支援事業補助金における「よくある質問」

各種お問合せにつきましては、本書と「手引き」の説明をご確認のうえ、お問合せ
いただきますようお願いいたします。

【改訂履歴】

6/12 初版作成

I 申請前

(I-Q1) 令和5年度のデジタル補助金とはどのような補助金ですか？

A: 中小企業者等が業務の効率化等のために行うデジタル化の取組を支援し、生産性の向上を図ることを目的とした補助金です。

(I-Q2) 生産性の向上とは何ですか？

A: 本補助金における生産性の向上とは、既存の業務工程や作業内容、サービス提供等をデジタル化することにより、作業時間の短縮、コスト削減などを図り、業務や製品の生産、サービスの提供が効率良く行えるようになることです。

(I-Q3) 申請の手引きや申請に必要な書類はどこにありますか？

A: 紙媒体は、本庁4階 商工振興課・各行政センター・各商工団体に設置しています。
データは、市ウェブサイトにも掲載していますので、「デジタル化補助金」で検索のうえ、該当ページからダウンロードしてください。

(I-Q4) 補助金の申請は誰ができますか？

A: 出雲市内に主たる店舗・事業所等を有する中小企業基本法に定義する中小企業者でかつ、以下の4つをすべて満たす者が対象です。

- ①市税の滞納がないこと。
- ②暴力団又は暴力団員でなく、これらと密接な関係を有していないこと。
- ③過去に出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金の交付を受けていないこと。
- ④今後も事業を継続する意思があること。

ただし、例外がありますので、詳しくは、「手引き」をご確認ください。

(I-Q5) 令和4年度に出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金を受けましたが、また申請できますか？

A: 令和4年度に出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金を受けた事業者は、本年度の補助対象者にはなりません。

(I-Q6) パソコンの購入だけでも対象になりますか？

A: 単なるパソコンの購入は対象になりません。そもそもパソコンがない場合や、既存のパソコンでは導入するソフトウェアやシステムが稼働しないなど、事業の目的を達成できない場合に限りパソコン購入費を対象とすることができます。

なお、パソコン・タブレットの購入費用を対象経費とする場合、全体で10万円までとなりますので、ご注意ください。

(1-Q7) 交付決定の前に注文したものは対象になりますか？

A: 交付決定前に注文されたものは対象にはなりません。注文や契約の締結などは交付決定日以降に行ってください。

(1-Q8) 業務改善を専門家に相談しようと思います。その費用は対象になりますか？

A: 業務改善を専門家に相談されただけでは、対象とはなりません。

ただし、その相談によって補助対象事業（新たにソフトウェアやシステムを導入）を実施されれば対象（報償費）となります。

なお、実績報告の際、相談内容や提案方法等を記載した書類をご提出いただくことになります。

(1-Q9) 補助金は、前払いしてもらえますか？

A: 補助金の前払いはできません。補助金のお支払いは、実績報告を提出していただき、その内容を確認し、適正に補助事業が行われていたことを確認できた場合に補助金を確定してからお支払いします。

2 申請について

(2-Q1) いつから申請ができますか？

A: 令和5年6月12日（月）から受付開始です。

(2-Q2) 補助事業計画書の数値目標は、どのように設定すればよいですか？

A: 本補助金を申請する流れとして、まずは作業時間や売上高等からご自身の課題を把握し、それに対しどのような形でデジタル化を実施し、生産性の向上を図るかを決定し、申請されると思います。その課題について、デジタル化をすることでどのように改善されるかを具体的に数値を用いて設定してください。

【例】現在、売上管理に作業時間が月20時間かかっている（現状把握）。売上管理作業時間を削減したい。売上管理ソフトと決済端末を購入・導入することで、売上管理にかかる作業が半分削減する見込みなので、売上管理作業時間が月10時間で行えるようになる。

(2-Q3) 現在商工団体に加入していませんが、申請書に添付する商工団体の意見書は、作成してもらえますか？

A: 商工団体に加入していなくてもご相談は可能です。事業所の所在地を所管する商工団体（合併前の旧市町単位です。）にご相談ください。

(2-Q4) 市税の滞納のない証明は、どのように入手できますか？

A: 「市税の滞納がない証明」は、出雲市役所本庁舎2階の市民税課または各行政センターで取得することができます。

(2-Q5) 導入するシステムは、消費税込みで20万円を超えますがI社しか取扱いがありません。どうしたらよいですか？

A: 導入する税込み20万円以上のシステム等がI者しか取り扱いがなく、他社で見積書を取得することができない場合は、「一者契約理由書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

(2-Q6) 申請してから交付決定まで、どれくらい時間がかかりますか？

A: 申請状況にもよりますが、提出書類がすべて揃った不備がない状態で交付申請書を受理してから2週間程度で市から交付決定通知書を郵送します。

3 補助対象経費について

(3-Q1) ホームページの改修は対象になりますか？

A: ホームページの改修は本補助金の対象外です。

(3-Q2) ECサイトの構築は対象になりますか？

A: ECサイトの構築は本補助金の対象外です。

(3-Q3) インターネットに接続するための費用は対象になりますか？

A: インターネットの接続工事のみを補助対象事業とすることはできません。ただし、インターネット環境がない場合状況で、かつ、事業の目的を達成するために必要不可欠な場合に限り対象になります。

(3-Q4) ネットワーク機器の整備に必要な建物の改修工事も対象になりますか？

A: 建物の改修工事は対象になりません。

(3-Q5) パソコンを複数台設置することになり、配線工事が必要になりましたが、対象になりますか？

A: システム導入のために必要な配線工事費は対象となります。

(3-Q6) 市内店舗と市外にもある店舗をつないだシステムを作りたいのですが、対象になりますか？

A: 出雲市内の店舗・工場等で補助事業を実施されていれば対象となります。

(3-Q7) インターネットで注文し、送料がかかりますが、補助対象になりますか？

A: 送料は対象となります。

(3-Q8) インターネットで注文し、クレジットカードで支払おうと思いますが、補助対象になりますか？

A: クレジットカードでの支払いも対象です。ただし、実績報告時に必要な書類が増える可能性がありますので、ご注意ください(5-Q3をご参照ください)。

(3-Q9) 現在使用中のシステムに機能を追加して生産性向上を図りたいのですが、対象になりますか？

A: 使用中のシステム機能に、新たに異なる機能のシステムを導入される場合は対象となります。

(3-Q10) 購入するソフトウェアは、毎月の使用料がかかりますが、対象となる期間はいつまでですか？

A: 月額の場合、使用料を毎月支払う場合は、補助対象実施期間中(令和6年2月14日まで)に支払った費用のみが対象となります。

また補助対象実施期間中に年額で支払った場合は1年分が対象となります。

(3-Q11) パソコンをリースしようと思います。その費用は対象になりますか？

A: リース費は、補助対象期間内(令和6年2月14日まで)に支払った経費が対象です。

(3-Q12) 代金を支払うとき、ポイントを使って支払っても良いですか？

A: ポイントやクーポンで支払った部分は補助対象経費の対象外となります。

【例】100,000 円(税抜)のうち 5,000 円をポイントで支払った場合は、補助対象経費は 95,000 円となります。

(3-Q13) 振込手数料は対象になりますか？

A: 振込手数料は補助対象経費に含まれません。

(3-Q14) 消費税は対象経費に入りますか？

A: 消費税は、補助対象経費に含まれません。

(3-Q15) 保守料も対象になりますか？

A: 保守料は、補助対象経費に含まれません。

(3-Q16) すでに購入したものは対象になりますか？

A: 交付決定日前に購入されたものは対象にはなりません。注文や契約の締結などは交付決定日以降に行ってください。

4 交付決定後・変更について

(4-Q1) 申請したものと異なるパソコンを買おうと思いますが、対象になりますか？

A: 原則として、申請のとおり購入してください。申請のとおり購入することが難しくなりそうな場合には、必ず事前に相談してください。

なお、補助事業経費が増額になっても交付決定額の増額はできません。

(4-Q2) 申請した後、ソフトウェアを追加で買いましたが、補助金を増やしてもらえますか？

A: 申請書受理後の補助金の増額はできません。

(4-Q3) 交付決定を受けた後、事業の経費が下がることになりました。どうなりますか？

A: 補助事業経費総額の20%以上の減額であれば、事前に変更承認申請を行う必要がありますので、事業経費が下がることが分かった時点で市までご連絡ください。経費総額の20%未満であれば、変更承認申請は不要です。

(4-Q4) 交付決定通知書をなくしてしまいました。再発行してもらえますか？

A: 交付決定通知書の再交付は行っていません。したがって、交付決定通知書が届きましたら、大切に保管しておいてください。

5 実績報告について

(5-Q1) 実績報告は、どのタイミングですればよいですか？

A: 実績報告は、補助事業が完了したときから30日以内に行ってください。

「補助事業が完了した」とは、補助事業に関する発注、納品、支払等が全て完了することをいいます。ソフトウェアの使用料を月々お支払いの場合は、納品が早くても補助対象期間(令和6年2月14日)までに支払いが完了した日が完了日となります。

(5-Q2) 添付する領収書などは、原本が必要ですか？

A: 原則として領収書は写して構いません。ただし、内容に疑義がある場合は、原本の提示をお願いすることがあります。

(5-Q3) クレジットカードで支払った場合に添付する書類を教えてください。

A: どのような支払方法であっても、経費支出の証拠書類の納品書・請求書・領収書の計3点を提出してください。

このうち、領収書がどうしても発行されない場合は、次の書類をもって代替書類と認めます。

クレジットカード利用明細請求書(写)+クレジットカード引落口座通帳の該当ページ(写)を提出してください。

ただし、この場合、口座からの引き落としをもって「支払いが完了した」とみなしますので、ご注意ください。

(5-Q4) 飲食店です。食券販売機を購入してその費用が50万円を超えましたが、必要な書類がありますか？

A: 1つの物品の単価が税抜き50万円以上の備品を購入された場合は、取得財産等管理台帳をご記載のうえ、ご提出ください。

(5-Q5) 飲食店です。セルフオーダーシステムで端末の購入合計費用が50万円を超えましたが、財産管理台帳の提出は必要ですか？

A: 取得財産等管理台帳の提出は、1つの物品の単価が税抜きで50万円以上かかった場合に必要です。

(5-Q6) 実績報告書を受け付けてもらいました。いつごろ補助金がもらえますか？

A: 約1か月後に指定された口座へ補助金を振り込む予定です。

(5-Q7) 補助金確定通知書をもらっていましたが、なくしてしまいました。再発行してもらえますか？

A: 確定通知書の再発行はいたしません。確定通知書が届きましたら、大切に保管してください。

6 その他

(6-Q1) 複数の店舗で営業しています。補助金で購入したものは、市外の店舗で使用しても良いですか？

A: 申請された事業所での使用をお願いします。

(6-Q2) この補助金は、課税対象ですか？

A: 法人の場合は法人税、個人の場合は所得税の課税対象です。

(6-Q3) 補助金で購入した備品の処分には、手続きが必要ですか？

A: 単価50万円以上の備品及びその他の財産を購入した場合は、財産の処分が一定期間制限されます。

一定期間は「補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」で物品等の種類ごとに定められています。

当該補助金を活用し取得した備品等を処分する場合は事前に市役所までご連絡ください。